

2019年9月27日

消費者庁長官 殿

「ゲノム編集食品の取り扱いについての要望」

岩手県生活協同組合連合会
会長理事 飯塚明彦

岩手県生活協同組合連合会は（住所：岩手県滝沢市、会員生協：17生協と1組合、組合員総計47万人）は、昨年からの関係省庁によるゲノム編集技術応用食品の取り扱いについての検討状況を収集し、また自らも学習するなどしてきました。

ゲノム編集食品については、国民への情報提供や説明が十分でない中で、食品として流通しうる段階を迎えていることに消費者は大きな不安を抱えています。この状態のまま、「規制なく」「無表示で流通する」のは、消費者利益に反すると思われまます。以下に、当連合会としての要望を申し述べます。

1. 届け出を義務化してください。

開発者の自発的な届け出に任せることなく、届け出は義務としてください。外国企業、輸入食品にも届け出を求め、従わない場合は代表者名を公表し制裁を科すなど実効性のある取り締まりをしてください。

ゲノム編集技術の開発は、比較的容易で小規模なベンチャー企業も参入できると聞いていますが、開発途中のものを廃棄したり、問題を起こし逃げるなどの悪質業者をけん制するためにも、届け出は抜け道のないものにしてください。

また後代交配種についても、届け出の対象にしてください。厚労省は従来から遺伝子組み換え応用生物の掛け合わせたものは、開発者に報告を求め把握して情報も公表してきました。ゲノム編集技術という新技術による掛け合わせ（後代交配種）についても届け出をさせ、情報を蓄積していくことは不可欠と思います。

例外を設けず、実効性の高い届け出制度を作るべきです。

2. ゲノム編集食品の安全性の審査について

ゲノム編集技術を用いた作物を、遺伝子組み換え作物と同様に扱うかどうかは、各国で判断が分かっている状況ですが、EU、ニュージーランドでは、遺伝子組み換え食品とみなして安全性審査の対象にしています。日本では、外来遺伝子を導入するタイプ3や、タイプ2の一部では、安全性審査を行い、外来遺伝子を導入しないタイプ1等では突然変異と区別ができないので審査をしないと意向ですが、同じゲノム編集食品でありながら、国際的には判断が分かれ、また審査するものではないものが混在するのは消費者にはわかりにくい制度です。

特に、ゲノム編集技術による生物（魚類、家畜）の開発は、従来と性質が違う生物でありながら審査されずに流通されることに食の安全だけでなく、環境影響の面からも不安があります。

ハサミ遺伝子や、マーカー遺伝子が本当に取り除かれているのかの疑問もぬぐえません。

安全性審査に関しては、消費者への理解につながる情報提供や情報公開を行うことと、今後の科学

的知見、国際的動向等を踏まえ、より消費者が安心できる審査制度になるよう見直しを行ってください。

また、厚生労働省の取り扱いに係るフロー図では、開発者からの事前相談の際に、安全性審査に該当すると判断されたものは、安全性審査を行うことになっています。該当するもの、問題があると思われるもののチェックを確実にし、検査を行ってください。

3. 表示を義務化し、消費者の「選ぶ権利」を確保してください。

消費者庁は表示制度を設けても違反者を特定できず、実効性が確保できないのでルール自体を設けないと、表示の義務化には否定的です。しかし、消費者が安心・安全に暮らせるように、商品やサービスを自主的・合理的に選べる環境を整えるのが消費者庁の任務と考えます。実効性については、1. に記述したように届け出を義務化すれば、届け出に基づく表示は可能です。

「アレルギーを抑えた〇〇」「毒のない〇〇」は外見上は従来品と同じため、もし従来品と混ざった場合、逆に誤解して従来品を食べてアレルギーを発症するなど事故も考えられます。表示がないと流通で混ざる危険があり、選ぶ権利の確保、事故防止のためにも表示の義務化をしてください。

また、任意表示の場合は、「ゲノム編集ではない」の表示がさまざまな食品にあふれ、かえって消費者の混乱や誤解を招きかねません。ゲノム編集食品に、そうであることを正確に伝える表示を義務化することが、最もわかりやすい方法です。

4. 情報提供やコミュニケーションを徹底してください。

消費者にとってゲノム編集食品という言葉は、最近聞き始めた程度で、理解するに十分な時間も情報も乏しく、この技術の良し悪しを判断できる状況にありません。にもかかわらず、流通をし始めることは拙速すぎます。

ゲノム編集技術について、各省庁で連携して、時間をかけて情報の提供を行い、消費者の理解が進むようにしてください。

その上で、消費者からの懸念や心配、意見に丁寧に答え、意見交換するコミュニケーションの機会や場を継続して設けるよう望みます。

<問い合わせ先>

岩手県生活協同組合連合会

住所：岩手県滝沢市土沢220-3

電話：019-684-2225 FAX：019-684-2227 メール：sn.ikenren@todock.coop

担当：専務理事 吉田敏恵

2019年10月9日

厚生労働大臣 殿

「ゲノム編集食品の取り扱いについての要望」

岩手県生活協同組合連合会
会長理事 飯塚明彦

岩手県生活協同組合連合会は（住所：岩手県滝沢市、会員生協：17生協と1組合、組合員総計47万人）は、昨年からの関係省庁によるゲノム編集技術応用食品の取り扱いについての検討状況を収集し、また自らも学習するなどしてきました。

ゲノム編集食品については、国民への情報提供や説明が十分でない中で、食品としての流通が解禁されたことに消費者は大きな不安を抱えています。この状態のまま、「規制なく」「無表示で流通される」のは、消費者利益に反すると思われます。以下に、当連合会としての要望を申し述べます。

1. 届け出を義務化してください。

開発者の自発的な届け出に任せることなく、届け出は義務としてください。外国企業、輸入食品にも届け出を求め、従わない場合は代表者名を公表し制裁を科すなど実効性のある取り締まりをしてください。

ゲノム編集技術の開発は、比較的容易で小規模なベンチャー企業も参入できると聞いていますが、開発途中のものを廃棄したり、問題を起こし逃げるなどの悪質業者をけん制するためにも、届け出は抜け道のないものにしてください。

また後代交配種についても、届け出の対象にしてください。厚労省は従来から遺伝子組み換え応用生物の掛け合わせたものは、開発者に報告を求め把握して情報も公表してきました。ゲノム編集技術という新技術による掛け合わせ（後代交配種）についても届け出をさせ、情報を蓄積していくことは不可欠と思います。

例外を設けず、実効性の高い届け出制度を作るべきです。

2. ゲノム編集食品の安全性の審査について

ゲノム編集技術を用いた作物を、遺伝子組み換え作物と同様に扱うかどうかは、各国で判断が分かっている状況ですが、EU、ニュージーランドでは、遺伝子組み換え食品とみなして安全性審査の対象にしています。日本では、外来遺伝子を導入するタイプ3や、タイプ2の一部では、安全性審査を行い、外来遺伝子を導入しないタイプ1等では突然変異と区別ができないので審査をしないとの意向ですが、同じゲノム編集食品でありながら、国際的には判断が分かれ、また審査するものではないものが混在するのは消費者にはわかりにくい制度です。

特に、ゲノム編集技術による生物（魚類、家畜）の開発は、従来と性質が違う生物でありながら審査されずに流通されることに食の安全だけでなく、環境影響の面からも不安があります。

ハサミ遺伝子や、マーカー遺伝子が本当に取り除かれているのかの疑問もぬぐえません。

安全性審査に関しては、消費者への理解につながる情報提供や情報公開を行うことと、今後の科学

的知見、国際的動向等を踏まえ、より消費者が安心できる審査制度になるよう見直しを行ってください。

また、厚生労働省の取り扱いに係るフロー図では、開発者からの事前相談の際に、安全性審査に該当すると判断されたものは、安全性審査を行うことになっています。該当するもの、問題があると思われるもののチェックを確実にいき、検査を行ってください。

3. 表示を義務化し、消費者の「選ぶ権利」を確保してください。

消費者庁は表示制度を設けても違反者を特定できず、実効性が確保できないのでルール自体を設けないと、表示の義務化には否定的です。しかし、消費者が安心・安全に暮らせるように、商品やサービスを自主的・合理的に選べる環境を整えるのが消費者庁の任務と考えます。実効性については、1. に記述したように届け出を義務化すれば、届け出に基づく表示は可能です。

「アレルギーを抑えた〇〇」「毒のない〇〇」は外見上は従来品と同じため、もし従来品と混ざった場合、逆に誤解して従来品を食べてアレルギーを発症するなど事故も考えられます。表示がないと流通で混ざる危険があり、選ぶ権利の確保、事故防止のためにも表示の義務化をしてください。

また、任意表示の場合は、「ゲノム編集ではない」の表示がさまざまな食品にあふれ、かえって消費者の混乱や誤解を招きかねません。ゲノム編集食品に、そうであることを正確に伝える表示を義務化することが、最もわかりやすい方法です。

4. 情報提供やコミュニケーションを徹底してください。

消費者にとってゲノム編集食品という言葉は、最近聞き始めた程度で、理解するに十分な時間も情報も乏しく、この技術の良し悪しを判断できる状況にありません。にもかかわらず、流通をし始めることは拙速すぎます。

ゲノム編集技術について、各省庁で連携して、時間をかけて情報の提供を行い、消費者の理解が進むようにしてください。

その上で、消費者からの懸念や心配、意見に丁寧に答え、意見交換するコミュニケーションの機会や場を継続して設けるよう望みます。

<問い合わせ先>

岩手県生活協同組合連合会

住所：岩手県滝沢市土沢220-3 URL <http://iwate.kenren-coop.jp>

電話：019-684-2225 FAX：019-684-2227 メール：sn.ikenren@todock.coop

担当：専務理事 吉田敏恵